

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、交付の日付を令和2年11月25日として行った愛の手帳の交付決定処分のうち、都要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定2度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、総合判定1度への変更を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

平成19年から13年間、すべて最重度の判定でいました。「18歳未満なので成長するかもしれないという意味を込めて」（〇〇児相）の理由は、息子をたった15分もみていないのに信

じられず納得できません。再判定（1度）をお願い致します。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年4月26日	諮問
令和3年6月10日	審議（第56回第3部会）
令和3年7月9日	審議（第57回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 都要綱等の定め

- (1) 都要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した同センターにおいて、知的障害（知的機能の障害が発達期（18歳未満）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態をいう。以下同じ。）と判定された者に対して交付するとし

ている。

- (2) 都要綱 3 条 1 項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が 18 歳未満の場合にあっては、児童相談所を判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

同条 4 項及び 4 条は、上記申請書を受理した児童相談所長は、総合判定基準表（別紙 1）及び当該知的障害者が 6 歳から 17 歳までである場合は都要綱別表 3 「知的障害（愛の手帳）判定基準表（6 歳 就学後 ～ 17 歳 児童）」（個別判定基準表。別紙 2）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、都要綱 5 条 1 項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条 2 項は、上記により障害の度数 1 度から 4 度までに該当すると認めたときは、児童相談所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表（別紙 1）によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『最重度』と判定され、またプロフィールがおおむね『1』程度のものに該当するもの」が 1 度（最重度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『重度』と判定され、またプロフィールがおおむね『2』程度のものに該当するもの」が 2 度（重度）とされている。

- (3) 都要綱 12 条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和 42 年 3 月 20 日付 42 民児精発第 58 号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等

については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

- (4) 「転居に伴う療育手帳の取扱いについて」(平成6年2月8日付5福障精第717号東京都福祉局障害福祉部長通知。以下「転居取扱通知」という。)は、他道府県の療育手帳を所持する精神薄弱者が都内に転入した場合の愛の手帳交付申請等の取扱いについて、転入者が18歳未満の場合は、児童相談所(判定機関)において、愛の手帳の交付申請の手続を行う。ただし、転入者が直接福祉事務所に来所した場合は、福祉事務所は申請書類を仮受理し、住所変更の処理を行った後、申請書類を判定機関に送付する旨を定める(転居取扱通知1)。また、転入者が愛の手帳の交付申請に当たって、他道府県の療育手帳交付時の判定資料の活用を希望する場合は、申出書を判定機関に提出するとし、上記申出書の提出を受理した判定機関は、他道府県の判定機関に判定資料の提供を依頼する。ただし、他道府県での判定時期等により、愛の手帳の判定が困難な場合は、新たに判定を行う旨を定めている(転居取扱通知3)。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

本件処分は、〇〇市判定資料による判定が8年以上前に行われたものであったため、〇〇市判定資料では愛の手帳の判定が困難であったことから、本件直接判定により行われたものである。そこで、〇〇児相所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」について

S-M社会生活能力検査による社会生活指数(SQ)は1

0であり、この数値は、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね19以下」との区分の範囲内であることから、「1度」と判定されている。

イ 「学習能力」について

判定当日の請求人の様子及び請求人母の陳述から、請求人は、文字の読み書きや数唱ができない。

以上のことから、個別判定基準表における「簡単な読み、書き、計算も不可能」との区分に相当するものとして、「1度」と判定されている。

ウ 「作業能力」について

請求人母の陳述から、請求人は、ペットボトルの蓋を開けるなどの簡単な作業はできるが、まとまった作業は難しい。

以上のことから、個別判定基準表における「簡単な手伝いなどの作業も不可能」との区分に相当するものとして、「1度」と判定されている。

エ 「社会性」について

請求人は、小学校、中学校は支援員付きではあったが通常級に通学し、高校も請求人母の付き添いの下、3部制の高校に通学していた。請求人母の陳述によると、友人の近くにいることが多く、周囲を見て行動したり、運動会のダンスは踊れないがじっと眺めたりしていられる。また、他児と同じ服を欲しがり、買ってあげると着たがる様子も見られる。

以上のことから、個別判定基準表における「集団的行動がほとんど不可能」との区分に相当するものとして、「2度」と判定されている。

オ 「意思疎通」について

判定当日、請求人は、袋が開けられない場面で「できない」と言いながら、請求人母に袋を渡したり、「わかんない

よ」と発したりする場面が見られた。また、面接室が2階にあるため、請求人母が「2階に行くよ」と声をかけると、請求人母に付いていく様子から、日常の簡単な声掛けの理解はある程度可能である。

以上のことから、個別判定基準表における「言語による意思疎通がやや可能」との区分に相当するものとして、「2度」と判定されている。

カ 「身体的健康」について

請求人は、情緒の安定のために服薬はしているが、身体的には特に健康上注意を必要とするような疾患はない。

以上から、個別判定基準表における「健康であり、特に注意を必要としない。」との区分に相当するものとして、「4度」と判定されている。

キ 「日常行動」について

請求人母の陳述によると、請求人は、要求が通らないと癩癩を起こしたり、絵カードが嫌いで、出すと嫌がってパニックを起こしたりする。また、感覚過敏のため、小麦粉粘土や小豆などの感触遊びを嫌ったり、感覚探求のため、壁や足を叩いたりする。一方、危険認知はないものの、「止まって」「いいよ」の指示で信号を渡ることはできる。面接等の場面では、着席するように何度か促すと、母が壁際にしゃがんだのを見て納得して着席する様子が見られた。

以上のことから、個別判定基準表における「日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要」との区分に相当するものとして、「2度」と判定されている。

ク 「基本的生活」について

請求人母の陳述によると、請求人は、食事については、食べやすく取り分ける必要はあるが、スプーンとフォークを使

用することができる。着脱は協力動作があり、排泄は下衣の上げ下げやふき取りは介助が必要だが予告があり、おむつを使用せずに自分で用を足すことはできる。

以上のことから、「身辺生活の処理が部分的に可能」との区分に相当するものとして、「2度」と判定されている。

ケ 上記のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目中、1項目が4度（軽度）、4項目が2度（重度）、3項目が1度（最重度）と判定されている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、請求人及び請求人母に対する面接等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、〇〇児相における専門的見地からの判断として、合理性のあるものと認められ、誤りを指摘することはできないものである。

そうすると、本件判定書に記載されたプロフィールによる判定は、全体として2度程度と判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「重度知的障害」、心理学的所見欄には「CA16：9（修正CA13：0） MA SA 1：4 IQ SQ 10（S-M式）」、社会診断所見欄には「愛の手帳を取得することにより受けることが出来る地域支援等を必要とすると判断する。」と記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該当するもの」として、障害の度数は総合判定2度（重度）であると判定するの

が相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかしながら、愛の手帳における知的障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべき（1・(2)及び(3)）ところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の知的障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、障害の度数が総合判定2度（重度）であると判定するのが相当であることは、上記2・(3)のとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1及び別紙2（略）